

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

求釈明申立書

2024年7月16日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告らは、裁判所に対し、下記の点について被告東京都および被告愛知県に釈明を求めるよう申し立てる。

記

第1 職務質問の内容又は態様に関する記録の存否および開示について

1 被告東京都に対するもの

(1) 原告シェルトンとの関係について

被告東京都は、準備書面(1)において、原告シェルトンに対する職務質問に関する「関係書類が作成されて」いないと主張する一方で、約3年前の職務質問について詳細な事実関係を主張したうえで、原告らの主張する職務質問の事実関係について否認する(6ページ、10ページ以下)。例えば、被告東京都は、職務質問に関与した者が山田巡查部長、後藤巡查部長及び吉田巡查部長であったと断定したうえで、山田巡查部長らが原告シェルトンに職務質問を実施した経緯として、「進路変更禁止の道路標示・・・を越えて、隣の車両通行帯に進路変更したのを現認した」とか、「山田巡查部長らの立ち位置から」現認した地点までの距離は「少なくとも40メートル以上」あったと場所についても細かく主張し、また、当時原告シェルトンが「ヘルメットをかぶっていたため」その容姿を確認したのは停止を求めてからであったなどと主張する。さらにははじめに声をかけたのが山田巡查部長であることや、原告シェルトンが日本を十分理解できない様子であったことから、吉田巡查部長が英語で違反の内容を説明したこと、さらには原告シェルトンが「道路標示を越えて進路変更した認識はない旨述べた」など原告シェルトンの応答の具体的な内容まで主張する。

約3年前の職務質問の関与者、端緒、位置、相手方のやり取り等の事実関係に関して、一切の「関係書類が作成されて」いない中で、記憶のみでこれほど詳細な主張が可能であるとはおよそ考え難い。すなわち、実際には被告東京都において、原告シェルトンに対する職務質問に関する、何らかの資料が作成され、保存されている蓋然性が高い。

実際、犯罪捜査規範13条は、「警察官は、捜査を行うに当り、当該事件の公判の審理に証人として出頭する場合を考慮し、および将来の捜査に資するため、その経過その他参考となるべき事項を明細に記録しておかなければならない。」とその備忘録の記録と保管を義務づけ、同23条は「警察官は、犯罪に関係があると認められる事項その他捜査上参考となるべき事項を知ったときは、速やかに、上司に報告しなければならない。」としており、これは通常、捜査報告書という書面において行われている。職務質問は仮にその時

点で犯罪捜査にまで至らなかったとしても別途捜査に発展することがあり得るため、警察官は一般に、かかる規範に基づき、職務質問を行った場合には、業務日報、職務質問記録、手控えメモ、職務質問状況の捜査報告書等の書類を作成しているとされる。また、捜査状況の客観性を担保するべく、自動的に保管される記録として、応援を求めた際の無線記録、パトカーのドライブレコーダー記録、警察官が衣服につけていたボディカメラ記録等も残されていると考えられる。被告東京都は、これらの書類及び資料に基づき、上記のような詳細な職務質問の事実関係を主張した蓋然性が高い。

よって、原告シェルトンに対する職務質問に関する客観的な事実関係及び争点を明らかにするために、当該職務質問の内容や態様について記録された、業務日報、職務質問記録、手控えメモ、職務質問状況の捜査報告書等当該職務質問の事実関係を記録した一切の書類及び応援を求めた際の無線記録、パトカーのドライブレコーダー記録、警察官が衣服につけていたボディカメラ記録等当該職務質問の事実関係を記録した一切の資料を開示するよう、被告東京都に対し求釈明するよう求める。

(2) 被告東京都に対するもの（原告マシューとの関係について）

被告東京都は、同準備書面(1)において、原告マシューに対する職務質問に関しても、関与者が桑代巡査長及び青田巡査長であること、職務質問の日時・場所、職務質問に至る経緯、原告マシューの乗用車を停車させた位置、原告マシューとの会話内容などについて詳細な事実関係を主張する（12ページ以下）。2年以上以前の職務質問について、桑代巡査長らの記憶のみでこれほど詳細な主張をすることはおよそ不可能であると思われるから、原告マシューに関する職務質問についても、被告東京都が上記のような書類及び資料を作成、保管している蓋然性は高い。特に、被告東京都は、準備書面(1)9ページにおいて、原告シェルトンに関して関係書類が作成されていない理由として、原告マシューの事案と異なり「取扱い直後に抗議を受けたなどの事情もない」ことを挙げており、原告マシューについては取扱い直後に抗議を

受けたことを理由として関係記録が作成されたことを示唆しており、何らの記録も存在しないということはありません。

よって、原告マシューに対する職務質問に関する客観的な事実関係及び争点を明らかにするために、当該職務質問の内容や態様について記録された、業務日報、職務質問記録、手控えメモ、職務質問状況の捜査報告書、抗議を受けてからの対応に関する報告書等、当該職務質問及び抗議を受けてからの対応の事実関係を記録した一切の書類及び応援を求めた際の無線記録、パトカーのドライブレコーダー記録、警察官が衣服につけていたボディカメラ記録等当該職務質問の事実関係を記録した一切の資料を開示するよう、被告東京都に対し、求釈明するよう求める。

2 被告愛知県に対するもの

被告愛知県は、同準備書面(1)において、原告ゼインに対する職務質問に関する「特段の記録が存在していない」と主張する一方で、1年以上前の職務質問について詳細な事実関係を主張したうえで、原告らの主張する職務質問の事実関係について否認する（7ページ以下）。例えば、被告愛知県は、職務質問に関与した警察官が、原告ゼインに職務質問を実施した経緯として、「赤色灯を点灯させたパトカーで付近を走行していたところ、アパートの前の歩道上付近に人影が見え、それが、パトカーが通りかかった途端にアパートの方に隠れるような素振り、動きをした」などと主張し、また職務質問を受けた際の原告ゼインの応答として「スマートフォンを手にしながら、『家の前でタバコを吸っているだけ。』旨の回答をした」とか、「危ない物を持っていないか、念のため確認だけさせてください。」などと所持品検査に至ったこと、原告ゼインがこれに同意したために原告ゼインのポケット等を確認したところ、原告ゼインがタバコのみを所持しており、禁制品や身分証明書等を所持していなかったこと、続けて原告ゼインに対し身分証やIDの呈示を求めたところ原告ゼインが所持していなかったが家まで取りに帰らせた事実はないなど、詳細なやり取りを主張する。

1年以上前の職務質問の端緒、日時・場所、相手方のやり取り等の事実関係に関して、「特段の記録が存在していない」中で、担当捜査官の記憶のみでこれほど詳細な主張が可能であるとはおよそ考え難い。すなわち、実際には被告愛知県において、原告ゼインに対する職務質問に関する、何らかの資料が作成され、保存されている蓋然性が高い。犯罪捜査規範に記録作成に関する規定があることは上述のとおりである。

よって、原告ゼインに対する職務質問に関する客観的な事実関係及び争点を明らかにするために、当該職務質問の内容や態様について記録された、業務日報、職務質問記録、手控えメモ、職務質問状況の捜査報告書等当該職務質問の事実関係を記録した一切の書類及び応援を求めた際の無線記録、パトカーのドライブレコーダー記録、警察官が衣服につけていたボディカメラ記録等当該職務質問の事実関係を記録した一切の資料を開示するよう被告愛知県に対し、求釈明するよう求める。

第2 被告愛知県の内部文書に関する認否について

被告愛知県は、原告が提出した甲4号証（愛知県警察本部地域部地域総務課編『執務資料 若手警察官のための現場対応必携』（愛知県警察本部、2009年4月）に関して、準備書面(1)において「甲4号証に原告らが引用する記載が存することは特に争わない」と主張する一方、本件運用の存在を否認する（6頁）。

しかし、訴状において主張したとおり、甲4号証には、「◎外国人は入管法、薬物事犯、銃刀法等、何でもあり！！◎応援求め、追及、所持品検査を徹底しよう！！！！」、「一見して外国人と判明し、日本語を話さない者は・・・必ず何らかの不法行為があるとの固い信念を持ち、徹底的した追及、所持品検査を行う。」などと記載されており、組織的に、外国人でさえあれば犯罪行為「何でもあり」と決めつけ、職務質問で追及することを求め、かつその後の所持品検査や本署への同行を奨励している。かかる運用は、まさに本件運用にほかならない。「甲4号証に原告らが引用する記載が存することは特に争わない」との趣旨が不明瞭であるが、仮に愛知県警察本部名義でかかる文書（甲4号）を発出したこと、及び

現在もかかる文書と同内容の文書を発出していることを争わないという趣旨であれば、本件運用の存在を否認することとは両立しないと思われる。本件運用の存在を主張・立証するにあたり、甲4の存在及び内容の正確性は重要な意義を有している。

そこで原告らは、甲4に関して、被告愛知県に対し以下のとおり求釈明するよう求める。

- ① 2009年4月に愛知県警察本部地域部地域総務課が作成したものであることは認めるか。
- ② 作成の目的は、愛知県警において、若手警察官の教育資料として用いるものであったことは認めるか。
- ③ 現在も教育資料として用いられているか。用いられていないとしたら、いつまで用いていたものか。
- ④ 2009年4月版以外の保管されている全ての版の『執務資料 若手警察官のための現場対応必携』を開示されたい。

以上